

## 青森県・函館観光キャンペーンガイドブック制作業務に係る企画提案公募要領

### 1 業務の趣旨

青森県及び北海道道南地域では、J R東日本等と連携して令和7年12月から令和8年3月に「青森県・函館観光キャンペーン（以下、「キャンペーン」という）」を実施することとしている。

当キャンペーン期間では、青森県及び北海道道南地域への誘客促進及び認知度向上を図るため、両地域の観光地の魅力を訴求する観光ガイドブックを制作することとし、実施に当たり、知識・実績等を有する事業者から企画提案を受け、総合的な審査により最も効果的と思われる企画提案を行った事業者を選定するものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

青森県・函館観光キャンペーンガイドブック制作業務

#### (2) 採択者数、予算額

1者13,500千円（消費税及び地方消費税込み）以内

※1 委託料の中に、ガイドブックの送料を含むものとする。

※2 企画提案競技の提案書作成・提出等に関する経費は参加者の負担とする。

#### (3) 委託業務実施期間

契約締結の日から令和7年10月31日（金）

ただし、委託業務内容により、発注者と受注者双方の合意の上、委託契約終了日を前倒しすることがある。

#### (4) 実施内容

別紙「青森県・函館観光キャンペーンガイドブック制作業務」仕様書のとおり

### 3 企画提案概要

#### (1) 選定方法等

企画提案競技審査会を開催し選定する。

企画提案競技に参加しようとする者は、下記（3）に掲げる書類を青森県観光国際交流機構に提出すること。審査は、審査会で最も優れた提案を行ったと認める者を契約予定者とする。

#### (2) 応募資格

応募する時点で、次の要件を全て満たすものであること。

ア 単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員については、当機構会員（入会見込みを含む）であること。

①民間企業

②特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③その他の法人、または法人以外の団体等

イ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

ウ 青森県観光国際交流機構が必要と判断する際に、同機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項に規定する者に該当しない者であること。
- オ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- キ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- ク 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

(3) 企画提案競技提出資料

ア 企画書

(ア) 仕様：仕上りを日本工業規格A4版とする。縦使い・横使いは問わない。

(イ) 提出部数：6部（原本1部、写し5部）

(ウ) 企画書の構成

①当該企画提案にあたっての考え方

②ガイドブックの紙面構成及びラフデザイン案

- ・全体のページネーション（ページ割り）を示すこと。
- ・パンフレットの表4もしくは中面1ページをJRの広告ページとすること。
- ・少なくとも（ア）表紙案（イ）ページの構成・デザイン案（説明文書はダミー可。）を含めたラフデザインを各1案ずつ提出すること。

③業務実施スケジュール

ガイドブックの制作に関する作業スケジュール案を提出すること。

④業務実施体制

- ・本業務を実施する場合の業務責任者及び従事者について、職・氏名及び担当する業務内容について明記すること。
- ・窓口担当者の職・氏名及び連絡先を明記すること。

⑤経費見積書

- ・消費税を含めた金額で見積もること。
- ・積算根拠が分かるよう、具体的に記載すること。予算上限額に基づくこと。

イ 提出方法及び提出部数

令和7年6月6日（金）17時までに各6部（原本1部、写し5部）及び提出書類の電子データを収録したCD-R等1部を郵送又は持参し提出すること。

※提出された資料は返却しない。

(4) 質問の受付及び回答

質問がある場合、令和7年5月21日（水）17時までに、「質問票（別紙3）」を用い「8 問い合わせ先」まで、電子メール又はFAXにより提出すること

なお、令和7年5月23日（金）までにメールにより回答する。

(5) 企画提案競技参加表明

企画提案競技参加業者は、企画提案競技参加表明書（別紙1）及び企業概要（別紙2）を令和7年5月21日（水）17時までに提出すること。

(6) 企画提案の辞退

参加表明書提出後、提案を辞退する場合は、速やかに提案辞退届（様式任意）を提出すること。

なお、提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には、辞退したものとみなす。

4 審査

(1) 審査方法

審査会において、最も評価の高かった企画提案を行った者を契約予定者とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に令和7年6月10日(火)までに文書（電子メール）により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

5 契約予定者との手続き

(1) 企画提案書が選定された業者は業務受託予定者とし、随意契約の見積徴収の相手方となる。

(2) 選定された業者には、委託業務内容の細部について調整を行った後、改めて見積書の提出を求め、協議が整った場合に委託契約を締結する。

(3) 委託業務の実施に関して、業務委託予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託者と業務受託予定者で協議のうえ決定する。

6 その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(2) 企画提案書等の提出後の修正または変更は原則として認めない。

(3) 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。

(4) 提出書類の作成並びに提出に要する費用、旅費、その他本手続きへの参加に要する経費は参加者の負担とする。

7 スケジュール

(1) 公示	令和7年5月14日(水)
(2) 参加表明書等提出期限	令和7年5月21日(水) 17:00
(3) 質問書提出期限	令和7年5月21日(水) 17:00
(4) 質問回答送付	令和7年5月23日(金)
(5) 企画提案競技企画書等提出期限	令和7年6月6日(金) 17:00
(6) 企画提案競技審査会開催	令和7年6月9日(月)
(7) 審査結果通知	令和7年6月10日(火)

8 提出先・問い合わせ先

〒030-0803 青森県青森市安方1-1-40 青森県観光物産館8階

公益社団法人青森県観光国際交流機構 観光交流グループ(担当:永田)

TEL:017-722-5080/FAX:017-735-2067/E-mail:info@aomori-kanko.or.jp

※本件に対する問い合わせ対応時間:土日祝日を除く下記の時間。

(9:00~12:00/14:00~17:00)